

# 第7次国有林野施業実施計画書（案）

第1次変更計画  
(変更部分のみ)

(下越森林計画区)

自 令和7年4月1日  
計画期間  
至 令和12年3月31日

関東森林管理局

## 下越森林計画区の第7次国有林野施業実施計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 既に計画している箇所以外の荒廃地において、保安施設（渓間工、山腹工及びその他）を追加するとともに、林分密度が過密でありその調整が必要な保安林において、本数調整伐を行うため「5 治山に関する事項」を変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

5 治山に関する事項

位 (林 班) 置	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量
201、204、210、216～222	阿賀町		本数調整伐	50ha
1005、 <u>1006</u> 、1009～ <u>1012</u> 、102 3、1025、 <u>1045</u> 、 <u>1048</u> 、1059、 <u>1065</u> 、 <u>1072</u> 、 <u>1079</u> 、 <u>1083～1085</u> 、 <u>1122</u> 、 <u>1124～1140</u> 、 <u>1144～1150</u> 、 <u>1152</u> 、 <u>1214～1218</u> 、 <u>1221～122</u> 4、1235、1236、1306、 <u>1307</u> 、 <u>1362</u> 、 <u>1364</u> 、 <u>1411～1416</u>	村上市	保安林の整備	本数調整伐	510ha
<u>1308</u> 、 <u>1309</u> 、1313、1315、 <u>131</u> 7、 <u>1318</u> 、 <u>1333～1339</u> 、1341、13 49～ <u>1355</u> 、 <u>1357～1360</u> 、 <u>1367</u> 、 <u>1368</u> 、 <u>1370～1375</u> 、 <u>1377～1379</u> 、 1381、1389～1393、1395、139 7、 <u>1406</u> 、1425	関川村		本数調整伐	475ha
17、70、73、75、90、102	新発田市		溪間工	4か所
4～6、8、13、14、25、27、 30、32	胎内市		溪間工 山腹工	5か所 5か所
106、111、117	阿賀野市		溪間工 山腹工	3か所 3か所
288、289、322	五泉市		溪間工	2か所
201、204、210、216～224、 239、240、253、255、279、280	阿賀町		溪間工 山腹工	12か所 12か所
1006、1007、1012、1021、 1022、1037、1038、1048、 1053、1126、1127、1131、 1136～1140、1146、1150、 1230、 <u>1235</u> 、 <u>1236</u> 、 <u>1302～130</u> 7、1362、1364～1366、1409、 <u>1415</u> 、 <u>1416</u>	村上市	保安施設	溪間工 山腹工 その他	12か所 3か所 2か所
1308、1309、1315、1317、 1333、 <u>1351</u> 、 <u>1353</u> 、 <u>1367～137</u> 0、 <u>1383</u> 、1389、1390、1393、13 95、1397、1398、1400、1402、1 425	関川村		溪間工 山腹工	7か所 4か所
1349、1368、1369	関川村	地すべり防止	地下水排除工 山腹工	2か所 1か所
合 計		保安林の整備		1,035ha

		保 安 施 設	渓 間 工 山 腹 工 そ の 他	<u>45</u> か所 <u>27</u> か所 <u>2</u> か所
		地すべり防 止		3か所

(注) 1 か所数は単位流域を1か所として集計。

(注) 2 災害復旧等緊急を要する工事については、計画箇所以外においても実行できるものとする。